

B001 2 特定薬剤治療管理料

投与薬剤の**血中濃度を測定**し、その**結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理**した場合

イ 特定薬剤治療管理料 1 所定点数 470点

〔指導内容・診療録記載〕

薬剤の**血中濃度の測定**

検査結果、治療計画の要点を**診療録に添付
又は記載**

薬剤の血中濃度測定、血中濃度測定に係る採血及び測定結果に基づく投与量の管理が含まれる

留意事項

該当症例：② ⑬

- 薬剤師の血中濃度測定結果報告あり、その内容を受けて医師の治療計画・要点の記載あるが、指導料のオーダーと、算定日が不一致となっている
- 検査結果の記載が無い